

農林水産業に関する質問に対するご回答について

平成20年10月
中小企業庁金融課

○ 中小企業信用保険制度における対象業種の拡大について

- (1) 規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申において、「現在、信用保険の対象となる農業関連事業者は、①きのこ生産事業やもやし栽培業などの生産設備を要する事業者、②生産のみならず、加工・販売業まで行っている事業者、に限定しているが、昨今の農業の多様化に伴い、多角的農業経営者等の信用保険へのニーズを把握するとともに、農林水産省とも協議の上、必要に応じ対応を検討すべきである。」【平成19年度検討、平成20年度結論】とされた。

- ① きのこ、もやしなど一部の品目を生産する農業を対象とし、それ以外のものを生産する農業を除外している目的、理由及び法的根拠について、教示願いたい。

(回答)

- ・ 基本的な整理学として、農業は中小企業信用保険法の付保対象となる事業ではないと制度創設以来整理されている。理由は、農業については農業のための農業信用保証保険制度が存在しているためである。法的根拠は中小企業信用保険法第2条第1項及び中小企業信用保険法施行令第1条第1項である。
- ・ 他方で、様々なニーズを踏まえ、また農林水産省との調整も経て、きのこ、もやしをはじめとして、製造加工設備を活用して栽培を行い、製造業と同様の性質を有すると考えられる事業については例外的に対象に追加している。品目による整理ではなく、製造業類似の性質を有することに着目した措置である。また、園芸サービス等、サービス業と分類されうる一部事業については付保対象となっている。

② (1)の検討状況を教示願いたい。

(回答)

- ・平成19年度の検討を踏まえ、農水省とも緊密に調整し、特に需要の強かった商工業者と農業者の連携を支援するため、「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」案を第169回通常国会に提出し、ご審議いただいた。同法律の成立により、前回ヒアリング時よりも、農業者が支援を受けられる機会は拡大している(詳細別紙)。

③ 農業生産法人は、中小企業信用保険の対象事業者となるか、教示願いたい。

(回答)

- ・農業生産法人が農産物の製造加工、貯蔵、運搬、販売等の関連事業を行っている場合、当該事業に充てられる資金については中小企業信用保険の付保対象となりうる。

④ 農協に出荷せず、自ら生産・加工・流通・販売を行う農業経営については、農協のみならず一般金融機関からの資金調達が困難な状況にある。他方、農協以外の中小企業専門金融機関においても、農業融資に取り組む金融機関はあるものの、未だ少数に止まっている状況にある。農業の企業化、多角化に伴い、中小企業と何ら変わらない農業企業体が資金調達に苦慮している状況にあり、信用補完制度の充実が急務であると考えるが、見解を伺いたい。

(回答)

- ・農業に関する資金調達支援については、農業信用保証保険制度において必要な措置が講じられている(生産だけでなく、加工・流通・販売等の事業資金も対象)。
- ・したがって、第一義的には農業信用保証保険制度を一層拡充する中で対応すべきものと思料。実際、農業信用基金協会との債務保証契約を締結する金融機関は毎年増加しており、本年9月以降も16法人の新規契約が予定されていると聞いている。

- ⑤ 農業分野において、農業信用保証保険が整備されているのは承知しているが、品目によらず、すべての農業経営を中小企業信用保険対象とし、農業信用保証保険を利用するか、または、中小企業信用保険を利用するかは、融資機関や融資希望者が選択できるようにすべきと考えるが、見解を伺いたい。

(回答)

- ・ 中小企業信用保険と農業信用保証保険の両制度が併設されているのは、それぞれの対象事業に対する保証の提供に際して要する審査に係る知見や、ひいてはその適切な運営を監督する上で、又は支援政策を講じる上で必要な知見に大きな相違があるためである。国の政策的資源を最も効率的に活用するためには、それぞれの専門性の集積に沿って制度運営の責任を区分することが合理的である。
 - ・ したがって、第一義的には、農業者は農業信用保証保険制度を利用し、商工業を営む中小企業者は中小企業信用保険法を利用することが適当であると考ええる。
 - ・ ただし、両分野の交錯する領域においては、それぞれの機関及び当局の専門性を効果的に活用することが可能であるため、両制度の併用や連携が有効に機能するものと考えられる。このような観点から、先述のような農商工連携の一層の促進のための措置を講じ、また、平成20年3月には各県の信用保証協会と区域を同じくする各県の農業信用基金協会との間で相互に連絡担当部署を設置している。
- (2) 農業と同様、林業においても国有林や民有林の整備を事業として行なう経営体が存在する。また、水産業においても、集荷団体として活動する経営体や、漁協を通さずマーケットへ直接販売する経営体が存在する。これらは中小企業と何ら変わらない経営体である。しかしながら、これらは森林組合や漁協と競争関係にあることから、資金調達が困難な状況にある。林業、水産業は中小企業信用保険の対象事業となるか、教示願いたい。併せて、対象事業として除外しているならば、目的、理由及び法的根拠についても教示願いたい。

(回答)

- ・ 林業、水産業についても、製造加工設備を有し、製造加工業を行っている場合や、素材生産サービス等を行っている場合を除き、中小企業信用保険の対象とはならない。法的根拠は中小企業信用保険法第2条

第1項及び中小企業信用保険法施行令第1条第1項である。

- ・理由は、農業の場合と同様、既に林業信用保証制度、漁業信用保証保険制度が存在していることである。

- (3) 林業分野及び水産業分野において、林業信用保証制度、漁業信用保証保険制度が整備されているのは承知しているが、全ての林業経営及び水産業経営を中小企業信用保険対象とし、林業信用保証制度、漁業信用保証保険制度を利用するか、または、中小企業信用保険を利用するかは、融資機関や融資希望者が選択できるようにすべきと考えるが、見解を伺いたい。

(回答)

- ・既に農業について述べたとおり、限られた政策資源を最も効率的、効果的に活用するためには、各組織の専門性に沿って制度を設計、運用することが適切である。その上で、各制度の運用において絶えず改善拡充を図り、他方、農業の場合と同様に中間領域で連携が可能な分野については支援の拡充について必要に応じて検討することが適当であると考えられる。

- (4) 中小企業信用保険の対象業種の拡大については、予算上の問題もあると聞く。しかしながら、予算の問題であれば、保険制度のリスク管理や金融機関とのリスク分担など充実させ、業種を排除すべきではないと考えるが、見解を伺いたい。

(回答)

- ・現下の不況の影響もあり、中小企業信用保険の収支は非常に悪化している。その改善策については引き続き検討が必要であるが、現在安易に対象を拡充できる状況には全くない。

以上